

平成29年度 臨時社員総会 議事録

1. 開催日時 平成29年11月23日 10:00AMより

2. 開催場所 新川区民館「7号室」

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目26番1号

3. 議決権

1) 総代議員の議決権の数 114 個*

2) 出席および書面による議決権の数

(1) 議場出席社員の議決権の数: 9 個

(2) 欠席による事前の書面提出

i. 委任状数

・議長への委任

第1～3号議案: 69 個

ii. 書面による議決権行使の数

第1号議案: 賛成 15 個 反対 1 個

第2号議案: 賛成 14 個 反対 2 個

第3号議案: 賛成 15 個 反対 1 個

3) 承認に必要な議決権の数

第1号議案: 76 個以上 (総社員の議決権の数の3分の2以上**)

第2号議案: 57 個以上 (総社員の議決権の数の過半数)

第3号議案: 57 個以上 (総社員の議決権の数の過半数)

* 議決権は代議員1名につき1個。本会は代議員を社員とする。

** 定款変更に係る議案のため

4. 議事録作成者 大塚 博

5. 議長選任の経過

定刻になり開会が宣され、本社員総会が定款所定の定足数を満たしているため有効に成立した旨を告げられ、宇野秋人を議長にすべきとの声が上がリ、議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。宇野議長は、配布資料を確認のうえ議案の審議に入った。

6. 議事録署名人の選任

議長が、本社員総会の議事録署名人として、会長、議長のほかに出席理事の中から中村喜彦理事を選出したい旨を述べ、議場に諮ったところ、満場異議なく承認された。

7. 議事の経緯・概要及び議決の結果

はじめに、坂井会長から臨時総会開催に至る経緯・概要について以下のとおり説明がなされた。

公益法人化へ向けた作業については、これまで内閣府・公益等認定委員会担当者の指示のもと公益法人移行後の定款の作成や現定款の修正などを行ってきたところであり、平成29年7月22日開催の本協会定期総会において、第4号議案として「公益法人移行後の定款変更」、第5号議案として「現行の定款変更」がそれぞれ審議され、承認された。

他方、同年8月28日、上記をもって同委員会へ法人化の申請を行ったところ、定款専任者より更なる指摘がなされた（以下、(1)～(3)）。

- (1) 現行の「一般社団法人日本義肢装具士協会 定款」自体を、公益法人に準拠した定款としなければならないこと
⇒ 現定款の変更、および「公益法人移行後の定款」の廃止
- (2) 定款における「役員の報酬」の再修正、および「役員の報酬等及び費用に関する規程」の変更
⇒ 現定款の変更、および役員報酬の変更
- (3) 「会費規程」の再修正

そこで、本社員総会にて、内閣府・公益等認定委員会より、指摘のあった項目を修正するため、関連する3議案について審議することとなった。

8. 審議事項

第1号議案「現定款の変更及び公益法人移行後の定款の廃止」承認の件

大塚常任理事より、変更前後の定款および廃止する公益法人移行後の定款を示す資料に基づいて説明がなされた。

議長がこれを議場に諮ったところ、賛成に挙手をした人数9名と委任状および書面で賛成を示した者84名の合計93名が、承認に必要な総代議員数の3分の2にあたる76名を超えたため、本議案は承認された。

第2号議案「役員の報酬等及び費用に関する規程の変更」承認の件

大塚常任理事より、「役員の報酬等及び費用に関する規程」の変更について、資料に基づいて説明がなされた。

議長がこれを議場に諮ったところ、賛成に挙手をした人数と委任状および書面で賛成を示した者の合計が、承認に必要な議決権の過半数を超えたため、本議案は承認された。

第3号議案「会費規程」承認の件

大塚常任理事より、「会費規程」の変更について、資料に基づいて説明がなされた。

議長がこれを議場に諮ったところ、賛成に挙手をした人数と委任状および書面で賛成を示した者の合計が、承認に必要な議決権の過半数を超えたため、本議案は承認された。

以上で本日の臨時社員総会の3議案はすべて決議されたので、10:35AMに閉会した。

最後に、この議事録を作成し、会長、議長及び議事録署名人が記名押印する。

平成29年11月23日

一般社団法人日本義肢装具士協会 平成29年度臨時総会

会長（代表理事） 坂井 一 浩

議 長 宇野 秋 人

議事録署名人 中村 喜 彦